

訂正のご案内

平素はLEC公認会計士講座をご利用頂き、誠に有難うございます。

23年5月短答「企業法」逐条解説講座に、訂正事項がございましたので、お知らせ致します。

教材作成上の不備により訂正事項が生じたことを、心よりお詫び申し上げます。

今後改善に努めてまいりますので受講生の皆様におかれましては、何卒ご了承頂けますよう、宜しくお願い申し上げます。

●逐条解説 I (EL23877) P484 509条解説の2

第2文の「よって、清算株式会社は、株式交付親会社となることはできない。ただし、清算株式会社の株式の譲渡は有償の自己の株式の取得を除き禁止されていない（509条1項1号・3項）から、株式会社が清算株式会社を株式交付子会社として株式交付することはできる。」を削除し、下記に書換え願います。

→「よって、清算株式会社が株式交付親会社となることはできず、また、清算株式会社を株式交付子会社とすることもできない。」